

国際運輸業所得に対する課税の相互免除に関する財団法人

交流協会と亜東関係協会との間の取決め

国際運輸業所得に対する課税の相互免除に関する財団法人
交流協会と亜東関係協会との間の取決め

1. 財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、1972年12月26日に締結した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項(2)に関連し、次の事項が実施されることについて必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

(1) 交流協会においては関係当局に要望し、相互主義に基づき、相手方の企業に対して船舶又は航空機を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入について、自方で課される所得税、法人税、住民税（均等割を除く。）及び事業税が免除されること。

(2) 亜東関係協会においては関係当局に要望し、相互主義に基づき、相手方の企業に対して船舶又は航空機を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入について、自方で課される所得税が免除されること。

(3) (1)及び(2)にいう「相手方の企業」とは、相手方の租税に關し相手方の居住者である個人又は相手方に本店若しくは主たる事務所を有する法人若しくはその他の企業をいうものとする。

(4) (1)及び(2)に定める租税の免除は、1989年1月1日以後における国際運輸業に係る所得又は収入について適用されること。

2.(1) この取決めは、1990年9月4日に効力を生ずるもの

とし、いずれか一方の協会がその後の各年の6月30日以前にこの取決めを終了させる意思を他方の協会に書面により通告する場合には、その通告が行われた年の翌年1月1日から効力を失うものとする。

(2) 1980年6月9日に台北で署名された国際航空運輸業所得の相互免税に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めは、この取決めが効力を生ずる日に効力を失う。

この取決めは、ひとしく正文である日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、以上の証拠として、1990年9月4日台北においてこれに署名した。

財団法人交流協会代表

長谷川周重

亜東関係協会代表

馬樹禮